項第十号中「部分に限る」を「部分に限り、第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第十五項中「の特例受贈非上場株式等」を「の対象受贈非上場株式等」に、「当該特例受贈非上場株式等」を「当該対象受贈非上場株式等」に改め、同項第二号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第三号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、「第一項」の下に「又は第七十条の七の五第一項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第十六項、第二十一項及び第二十二項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第二十八項中「にあつては」を「には」に改め、同条第二十九項及び第三十項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第三十一項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第三十二項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第三十五項中「にあつては」を「には」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改める。

第七十条の七の二第一項中「代表権」を「非上場株式等（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）」に改め、「（次条第一項の規定により当該被相続人から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項の特例受贈非上場株式等に係る認定承継会社の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を除く。）」を削り、「の取得」の下に「（経営承継期間の末日までに相続税の申告書（相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条及び第七十条の七の四において同じ。）の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得に限る。）」を加え、「相続税法第二十七条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条及び第七十条の七の四において「相続税の申告書」という。）」を「相続税の申告書」に、「ない株式等」を「ない株式又は出資」に、「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第二項第一号ハ中「株式等及び」を「株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）及び」に改め、同項第三号ニ中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　当該個人が、当該認定承継会社の非上場株式等について第七十条の七の五第一項、第七十条の七の六第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けていないこと。

第七十条の七の二第二項第五号イ及びロ中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　経営承継期間　前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又は当該相続に係る経営承継相続人等の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいう。

イ　当該経営承継相続人等の最初の前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

ロ　当該経営承継相続人等の最初の前条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

第七十条の七の二第二項第七号イ中「提出期限」の下に「（経営承継相続人等が同項の規定の適用を受ける前に同項の対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について前条第一項の規定の適用を受けている場合には、同項に規定する贈与税の申告書の提出期限）」を加え、「次項第二号」及び「及び第三十一項第二号イ」を削り、同号ロ中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第三項中「特例非上場株式等（」を「対象非上場株式等（」に、「により当該特例非上場株式等」を「により当該対象非上場株式等」に、「、当該特例非上場株式等」を「、当該対象非上場株式等」に改め、同項第一号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同項第二号中「当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の各第一種基準日における」を「従業員数確認期間（当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について第一項又は前条第一項の規定の適用を受けるために提出する最初の相続税の申告書又は同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日（当該経営承継相続人等が同日までに死亡した場合には、その死亡の日の前日）までの期間をいう。以下この号及び第三十一項第二号イにおいて同じ。）内に存する各基準日（当該提出期限の翌日から一年を経過するごとの日をいう。以下この号及び同項第二号イにおいて同じ。）における当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の」に、「経営承継期間」を「従業員数確認期間」に、「第一種基準日の」を「基準日の」に改め、同項第三号中「特例非上場株式等に係る」を「対象非上場株式等に係る」に、「特例非上場株式等につき前条第一項」を「対象非上場株式等（当該対象非上場株式等以外の当該認定承継会社に係る対象非上場株式等又は当該認定承継会社に係る前条第一項に規定する対象受贈非上場株式等若しくは第七十条の七の四第一項に規定する対象相続非上場株式等を含む。以下この号、第五号及び第六号において「適用対象非上場株式等」という。）につき前条第一項又は第七十条の七の五第一項」に、「特例非上場株式等の」を「適用対象非上場株式等の」に改め、同項第四号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同項第五号及び第六号中「当該特例非上場株式等」を「適用対象非上場株式等」に改め、同項第八号から第十一号まで及び第十三号から第十七号までの規定中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第四項中「の特例非上場株式等」を「の対象非上場株式等」に改め、同項の表の第一号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、「前条第一項」の下に「又は第七十条の七の五第一項」を加え、同表の第二号並びに同条第五項、第六項、第十項並びに第十四項第二号、第七号、第十一号及び第十二号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第十六項中「の特例非上場株式等」を「の対象非上場株式等」に改め、同項第二号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、「前条第一項」の下に「又は第七十条の七の五第一項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第十七項、第二十二項及び第二十三項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第二十九項中「にあつては」を「には」に改め、同条第三十項及び第三十一項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同項第二号イ中「各第一種基準日におけるその」を「従業員数確認期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。イにおいて同じ。）内にある各基準日におけるその」に、「を経営承継期間」を「を従業員数確認期間」に、「経営承継期間内にある第一種基準日」を「従業員数確認期間内にある基準日」に、「、各第一種基準日」を「、従業員数確認期間内にある基準日」に改め、同条第三十三項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第三十四項中「ホ」を「ヘ」に改め、同条第四十項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改める。

第七十条の七の三第一項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第二項中「贈与が同条第十五項（第三号に係る部分に限る」を「贈与が当該経営承継受贈者に係る贈与者の同条第十五項（第三号に係る部分に限り、第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む」に、「当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の同条第一項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき同条第十五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第一項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等」を「同条第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に第七十条の七第一項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等」に、「当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき第七十条の七第十五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第一項の規定の適用を受けていた者に対する当該特例受贈非上場株式等」を「同項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に対する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等」に、「贈与者又は当該他の経営承継受贈者」を「政令で定める者」に改め、「、第七十条の七第二項第五号」とあるのは「同条第二項第五号」と」を削り、同条第三項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改める。